

国空航第154号
令和2年4月17日

公益社団法人 日本航空機操縦士協会 会長 様

国土交通省航空局
安全部運航安全課長



新型コロナウイルス感染拡大状況下での「航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」に基づく付加検査の取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて医療機関を受診できない等の理由により航空身体検査証明の更新ができない者等について、航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準（平成12年1月28日制定（空航第100号・空乗第23号）、令和2年4月13日改正（国空航第91号））2-1(7)及び2-2(2)④に基づく航空身体検査付加検査実施要領（平成19年5月28日制定（国空乗第92号）、平成30年6月12日改正（国空航第182号））に定める検査（以下「付加検査」という。）を下記の通り取り扱うこととするので、通知します。

記

- 「新型コロナウイルス感染拡大状況下での航空法第28条第3項の許可手続きの弾力的な運用について」（令和2年4月14日）に従って、航空法第28条第3項の規定に基づく許可を受けた者については、同許可期間の満了日までに付加検査を実施すればよいものとする。
1. 以外の者であって、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間に満60歳又は満65歳の誕生日を迎えるものについては、当該誕生日から3月後の日までに付加検査を実施すればよいものとする。

なお、令和2年4月14日付、国土交通省航空局安全部運航安全課長発出、国空航第91号は廃止する。